

2016年9月24日

第33回全国地域・寄せ場交流会生活保護分科会への問題提起

## 生活保護受給者への年1回の資産申告書提出強制問題

特定非営利活動法人ジョイフルさつき  
森口芳樹

### (1) 特定非営利活動法人ジョイフルさつきの自己紹介

特定非営利活動法人ジョイフルさつきは2002年に出発しました。その基盤になったのは1998年に結成されたさつきつつじ会という野宿生活経験のある生活保護受給者が生活づくりを助け合うための自助グループです。さつきつつじ会は「身寄りがないもの同士が助け合って生活保護を活用して自分らしい生活づくりをすすめていこう」というスタンスで活動してきました。ジョイフルさつきはこのさつきつつじ会を基盤に釜ヶ崎－西成の地においてホームレス脱出後の生活づくりの支援事業に取り組んできました。主な事業は介護保険の訪問介護事業、障がい福祉の就労継続支援B型事業、成年後見（任意後見）事業、生活保護をはじめとする生活相談活動です。

### (2) 資産申告書提出問題に取り組むきっかけ

発端は昨年6月末、西成区保健福祉センターが生活保護受給者に対し突然、「今年度から年に1回、資産申告書を必ず提出して頂く必要があります」「訪問担当の職員がご自宅へ訪問した際に、通帳の提示を求めます」「事前に通帳の記帳をしてお手元にご用意しておいて下さい」という通知文（A4の1/4の紙切れ）を送ってきたことでした。この通知文には大阪市長の名前も西成区保健福祉センターの名前も書かれていません。また、通知文を送られていない人もいました。生活保護受給者の生活に大変大きな問題であるのに責任者もはっきりしない、理由も書いていない、根拠も書いていない。生活保護受給者に事情を説明しようとする姿勢は全くみられません。「通帳を記帳して用意して待って」とは何という言い分でしょうか。人のプライバシーなどお構いなしです。権力を笠に着たあまりにも乱暴な振る舞いでした。

### (3) 資産申告書提出問題の取り組みの経過

最低年に1回の資産申告書提出は、厚生労働省社会・援護局長通知と保護課長通知による「生活保護法による保護の実施要領」の平成27年度の改定において新たに加えられました。

①2015年6月末西成区保健福祉センターによる資産申告書提出の通知文の郵送を受け、ジョイフルさつきは資産申告書提出の強制は生活保護受給者のプライバシーと権利の侵害と考え、釜ヶ崎－西成の支援団体・関係者と協力しながら生活保護受給者が不利益を受けないよう取り組みを始めました。

すぐに西成区保健福祉センターや大阪市福祉局保護課、厚生労働省社会・援護局保護課に問い合わせて情報収集を行う。支援団体・関係者への連絡。

まとまった貯金があった場合に保護の停廃止にならないように貯金の目的を明確にするためのアドバイス（貯金の目的についての覚書の見本と資料の作り方）。

②7月17日ジョイフルさつきは西成区保健福祉センターに対し申し入れを行いました。

ア. 生活保護受給者に対する乱暴な振る舞いを改め人権とプライバシーの尊重を徹底すること。この5年間にガサ入れした事例はあるか？

イ. 資産申告書提出を利用してわずかな貯金を探して生活保護を打ち切るようなことはしないこと。保護の実施要領での貯金の取り扱い方について具体例もあげていねいに説明すること。

ウ. 資産申告書の提出を家庭訪問で求めることはやめるべきです。家庭というプライベート空間においてプライバシーそのものである通帳の提示を求めることはプライバシーの侵害です。高齢者を狙った詐欺グループに悪用されるおそれがある。資産申告書の提出を断った場合どうなるのか？

エ. 意思表示や意思疎通が困難な人への対応についてどのように考えているのか？

③8月3日、7月29日付の西成区保健福祉センターの回答を受け取りました。

ア. 「家捜しはしません」。

イ. 「生活保護受給中の資産申告書提出の目的は、容赦なしに保護の停止廃止することが目的ではございません」。大阪市の30万円ルール（市内間転居時の預貯金保有容認額）は平成22年12月に廃止されていた。預貯金の取り扱いは「課長問答第3の18『保護費のやり繰りによって生じた預貯金等』のとおりとする」とのこと。

ウ. 「高齢者を狙った詐欺事件が発生しているので高齢世帯に対して注意喚起しているところですが」「資産申告を行わないときに文書指示できることとなりましたが、実際の法第27条の指導及び指示の運用は何ら従前と変更ございません」。

エ. 意思表示や意思疎通が困難な人への対応については「個々の状況を考慮した判断になります」。

④7月31日の生活保護費の支給日、西成区役所前で「生活保護基準の切り下げに反対する釜ヶ崎実行委員会」で資産申告書提出問題のピラマキを行う。

⑤9月9日さつきつつじ会で勉強会。参加者14名。

⑥資産申告書提出を求める動きは大阪市内では西成区だけでした。西成区が先走ったそうです。大阪市はオール大阪で取り組み方を決め、10月から本格的に進めることにしたそうです。

⑦10月19日ジョイフルさつきと生活保護受給者のAさん、Bさんは資産申告書提出問題で大阪弁護士会に人権救済の申立を行う。ジョイフルさつきはAさん、Bさんの任意後見人であり、代理人。

10月21日ジョイフルさつきは西成区保健福祉センターに対し申し入れを行う。内容はAさん、Bさんは人権救済の申立に対する大阪弁護士会の決定を見たとえ資産申告書提出を行うかどうか決めるので、AさんとBさんが資産申告を行わないことを理由に生活保護法27条による指導指示を行わないようにというもの。

⑧10月末からオール大阪での資産申告書提出を求める動きが始まりました。一般世帯は銀

行通帳を持参して区役所に来庁しての提出、高齢世帯は囑託の訪問員による家庭訪問の際に提出。

⑨12月24日、大阪弁護士会からジョイフルさつき宛に12月21日付の処分結果の通知が郵送される。「不処置」の決定。

2016年1月6日ジョイフルさつきは大阪弁護士会宛に不処置決定の理由開示請求書を発送。

2月15日大阪弁護士会からジョイフルさつき宛に理由開示書が送付。「不正受給の防止という目的に正当性が認められること」。

⑩2月24日ジョイフルさつきは西成区保健福祉センターに対し申し入れを行う。「人権救済申立に対する大阪弁護士会の決定は不処置でしたが、資産申告しなければならぬ納得できる理由はありません。Aさん、Bさんと話し合って資産申告は行わないことにしました。もし指導指示を行われるのであれば文書で出して下さい。その内容で対応を決めたいと思います」。

⑪2月1日生活保護問題対策全国会議が塩崎厚生労働大臣に対し「資産申告書に関する保護課長通知の撤回等を求める要望書」を提出。年1回の資産申告書提出を義務づける法的根拠はなく任意である。

これを受けジョイフルさつきは2月26日、日弁連も要望書や意見書を提出されることを望みますという申入書を発送。大阪弁護士会にも同様の申入書を発送。

これに対し日弁連も大阪弁護士会の反応はなし。

⑫年度末の3月31日までにAさん、Bさんに対する指導指示の動きはありませんでした。

⑬年度が替わり人事異動が終わると早速平成28年度分の資産申告書提出を求める動きが始まりました。今年度は昨年度にもましてひどい対応でした。6月3日さつきつつじ会の会員のCさんが自宅に戻ると、郵便ポストに連絡票が入っていました。「おるすでしたので6月6日もう一度訪問します。用件家庭訪問。印鑑と通帳のご用意をお願いします」。資産申告書提出を求める通知もなく通帳と印鑑を用意しておけというものです。資産申告書提出に納得できない人が少なからずいること、高齢者を狙った詐欺被害に対する防犯対策を全然取れていないことを明確にするため6月29日ジョイフルさつきは西成区保健福祉センターに申し入れを行いました。

⑭7月14日、7月13日付の西成区保健福祉センターからの回答がジョイフルさつきに郵送されました。「不十分な内容の連絡票の投函」は認めたものの「資産申告書を提出していただく理由を説明させていただきご理解いただく」と言うだけです。防犯対策も高齢者への「注意喚起」だけで家庭訪問の際に資産申告書提出を求めるというやり方はあくまでも続けるとのこと。防犯対策について警察と協議してきちんとした対策を取るつもりはありません。

⑮西成区保健福祉センター所長の防犯対策の責任放棄という点に絞って7月25日ジョイフルさつきの森口は大阪市の「市民のこえ」に意見投稿しました。

また、大阪市の公益通報制度を利用して7月29日ジョイフルさつきは大阪市公正職務審査委員会に公益通報を行いました。

8月9日、市民のこえ意見投稿に対する8月8日付の大阪市西成区長名の回答が郵送されました。内容は7月13日付の西成区保健福祉センターの回答と変わりません。

また、8月29日、8月26日付の大阪市公正職務審査委員会委員長名の回答が郵送されました。「ご意見・ご要望として取り扱われるべき内容として判断したため、公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められませんでした」。

⑩7月21日平成27年度の資産申告書提出を拒否したAさんへの訪問員による家庭訪問がありました。訪問員は、同席した森口に「資産申告書はダメなんですね」と聞かれたので森口は「そうです」と答えました。訪問員の発言は西成区保健福祉センターとしてAさんの資産申告書提出拒否を容認していることを示しています。

⑪平成28年度の資産申告書提出をめぐって新たな問題が起こりました。8月24日さつきつつじ会会員のDさんに対する家庭訪問がありました。訪問員は資産申告書の用紙を出して「現金がいくらあるか」と聞いてきたので、Dさんは「金なんかあるか」と答えたら「それやったらサイフ見せろ」と言ったのです。Dさんは「サイフなんかあるか」と言いました。訪問員は「明日のご飯はどうするんや」と聞いたので「もう先にお金を買ってる」と言いました。「お金はどうしてるんや」と聞いたので「さつきの事務所に預けてる。毎週1回生活費を出してもらっている」と言いました。そして訪問員は「通帳を出して」と言ったので「さつきの事務所に預けてる。さつきに言うてくれ」と言いました。訪問員は資産申告書の用紙を置いていきました。

「サイフを見せろ」とは生活保護受給者の生活を1円まで調べ上げ管理していくことと同じです。生活保護受給者のプライバシーを否定し、生活保護制度の目的である「人間の尊厳に相応しい生活の保障」を踏みにじる行為です。囑託の訪問員にこのような権限などあるはずもありません。越権行為であり、権力の横暴です。

⑫「サイフ見せろ」発言の問題で9月9日ジョイフルさつきは大阪市公正職務審査委員会に公益通報を行いました。そして9月12日西成区保健福祉センターに申し入れを行いました。西成区保健福祉センターへの申し入れでは7月21日のAさんへの家庭訪問での訪問員の発言も取り上げ資産申告書提出を義務づける法的根拠はなく任意であることを明確にすべきと求めました。西成区保健福祉センターの回答予定は9月28日です。

⑬9月14日のあいりん地域モデルケース検討会議で西成区保健福祉センターの担当職員は資産申告書提出時の通帳提示は強制でないと明言した文書を出しました。職員向けの文書で西成区に限った取り扱いだそうです。「プライバシーの問題もあるので、これ（通帳提示）は強制ではなく、あくまでも、貴方の任意の協力のもとお願いするものである。『どうしても嫌だ』ということであれば、断っていただいても構わない。ただ、断られた場合には、法律に基づいて銀行などに問い合わせをすることになるので、結局は、入出金の状況は把握させていただくことになる」。

大きな前進点です。これを活用して資産申告書提出問題の取り組みをさらに進めていきたいと思えます。

## 年1回の資産申告書提出強制の問題点

平成27年3月31日付厚生労働省社会・援護局長通知（社援発0331第6号）はこれまでの資産申告は不動産の保有状況の申告だけでしたが、それに加え「要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際、これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること」と明記しました。さらに、生活保護法27条の指導指示の対象として「収入に関する申告を行わないとき」に加え「資産に関する申告を行わないとき」が付け加えられました。

平成27年3月31日付保護課長通知（社援保発0331第1号）は、「被保護者の現金、預金、動産、不動産等の資産に関する申告の時期及び回数については、少なくとも12箇月ごとに行わせることとし、申告の内容に不審がある場合には必要に応じて関係先について調査を行うこと」と明記しました。

資産申告書提出の経緯と趣旨についてジョイフルさつきの森口が厚生労働省社会・援護局保護課に問い合わせた時、担当者は「平成27年3月9日社会・援護局関係主管課長会議資料で年に1回の資産申告を求め、預貯金等の資産状況を適切に把握することとしています。経緯から言えば、会計検査院の指摘、死亡後の多額の遺留金の発見、また昨年7月に生活保護法60条が改正され生活保護受給者の適切な家計管理を促すため主体的に生計の状況を把握する責務—努力義務ですが—を明らかにしたことがあります」「何百万円も持っていて保護を受けていていいのか、何百万円もあるのならまずそれを使うようにすべきだということです。誰が見ても理解されないようなことは生活保護制度に対する国民の信頼を失うことになりかねません」「生活保護費のやり繰りによる貯金の取り扱いはこれまで通りです。貯金禁止ではありません」と言われました。

### <問題点その一>

#### —生活保護費を節約して貯めた貯金は申告すべき資産に当たらない

##### 中島学資保険訴訟福岡高裁判決・最高裁判決違反—

生活保護制度は生活保護受給者に生活保護費以外の収入があった場合はわずかな収入であっても収入申告を義務づけています。また、資産活用は保護の要件であり、資産調査が定められています。

生活保護の開始時には資産申告が義務づけられています。現金貯金が生活扶助の半分（約4万円）以下でなければ生活保護の申請は受け付けてもらえません。生活保護受給中は不動産（土地や建物）を保有しているような場合には保有状況の申告が必要でした。例えば、老朽化した持ち家に住んでいて生活保護を申請した場合、その家を処分しても大した金額にならず住み続けた方がその人の自立にとって効果があるような場合とか、処分費用の方が高つくような場合には、保有したままで生活保護を受けられます。ただし、定期的な不動産評価額の申告が必要でした。不動産評価額が跳ね上がる場合があるからです。また、財産を相続した場合は必ず申告しなければなりません。

しかし、生活保護費の節約による貯金の申告は不要でした。生活保護費を節約した貯金

には生活保護受給者の生活をめぐる様々な思いが込められています（緊急時の備え、後悔してきたこと、自分がやりたかったこと、生活をより良くしたい願い、将来に向けた備えなど）。貯金は単に経済的な金額だけではありません。その人の思いを凝縮したその人の生活の歩み、生き方、人生そのものです。生活保護の歴史は生活保護受給者の生活をより良くしたいという願いと、その一方での補足性の原理とのせめぎ合いの中で一つ一つ積み上げられてきた歴史でした。洗濯機、テレビ、エアコンの保有が認められ、今では大学進学も認められています。生活保護開始時の行政の対応は申請者を丸裸にしてゼロからスタートさせるという対応ですが、生活保護を受けてからはそれと区別されて日本国憲法で保障された権利を充たしていくために生きていくことを認めてきました。貯金の扱いも貯金に込められた生活をめぐる様々な思いに配慮した対応をとってきました。大阪市も以前、30万円ルールという形で30万円までの貯金を無条件で認めてきました。30万円という上限の設定は妥当性を欠くため30万円ルールは平成22年に廃止されましたが、30万円までの保有容認という趣旨は残されました。ここにも行政の配慮した対応を見てとることができます。

そして中嶋学資保険訴訟の福岡高裁平成10年10月19日判決は「憲法25条の生存権保障を具体化するものとしての生活保護制度は、被保護者に人間の尊厳にふさわしい生活を保障することを目的としているものであるところ、人間の尊厳にふさわしい生活の根本は、人が自らの生き方ないし生活を自ら決するところにあるのであるから、被保護者は、支給された保護費について生活保護法の目的から逸脱しない限り、これを自由に使用することができるものというべきである」と述べています。使途の中には当然にもわずかな貯金も含まれます。原則的に自由であるということは、過度に干渉してはならないということです。さらに中嶋学資保険訴訟最高裁平成16年3月16日判決は「保護を受けている者が同法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品又はその者の金銭若しくは物品を原資とした貯蓄等は、同法4条1項に言う『資産』又は同法8条1項にいう『金銭又は物品』に当たらない」と明確に述べています。

今回の資産申告書提出の強制はこれに全く反するものです。生活保護費の節約による貯金がその人の生活をめぐる様々な思いや生き方と深く結びついていることを無視し、機械的に丸裸にしようとするものです。生活保護を受け続けるためには毎年、丸裸にならないといふのです。このようなやり方は生活保護受給者に屈辱を与え人格を傷つけ人権を侵害するものです。

## ＜問題点その二＞

### 一 資産申告書提出の強制は生活保護法61条違反、28条1項違反です

生活保護問題対策全国会議は2016年2月1日、塩崎厚生労働大臣に対し「資産申告書に関する保護課長通知の撤回等を求める要望書」を提出しました。この中で年1回の資産申告書提出を義務づける法的根拠はないことを明確に示しました。「生活保護法61条は『被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届けなければならない』と規定している。これは、生計の状況に変動があった場合に限り届け出義務を課すもので、こうした変動がないにもかかわらず機械的定期的な届け出義務を課すものではない」「生活保護法28条1項は『保

護の実施機関は、保護の決定若しくは実施のため必要があると認めるときは、要保護者の資産および収入の状況、当該要保護者に対して報告を求めることができる』と規定している。これは、具体的な必要性が認められる場合に限り調査権限を認めるもので、かかる必要性が認められない場合に一般的抽象的な調査権限を認めるものではない」「本件通知が生活保護利用者の任意の協力を求めるものではなく義務を課すものであるとすれば、生活保護法 61 条及び 28 条 1 項の趣旨に反し違法であると解される」「生活保護法 60 条改正の趣旨は生活保護受給者が主体的に健康管理や金銭管理に取り組んでいくことが重要であると示したものであり、60 条が資産申告を義務付ける根拠になりえない」「資産申告書不提出の者に対して指導指示違反の保護の廃止を行うことは許されない。生活保護法 27 条に基づく指導指示は『被保護者の自由を尊重し、必要の最小限に止めなければならない』とされている。具体的な必要性が認められないにもかかわらず機械的に年 1 回の資産申告を求める指導指示は必要最小限のものとは言えない。実施機関の側がどうしても年に 1 回預貯金の状況を確認する必要があると考えるのであれば、協力を得られない生活保護利用者については、生活保護法 29 条に基づいて金融機関等に対する調査を実施すれば良い話であって、生活保護利用者からの資産申告書提出に固執する必要はない」「年に 1 回の資産申告は生活保護利用者の義務ではなく、あくまでも自発的協力を求める範囲で許容されるものであり、ましてや保護の廃止を前提とする生活保護法 27 条に基づく指導指示の対象となり得ない」と明らかにしました。

### <問題点その三>

**ーケースワーカーが本来行うべき生活実態把握を手抜きしたうえで生活保護受給者全体に投網をかけようとするものですー**

何故、このようなやり方が打ち出されてきたのでしょうか。従来の資産調査のやり方はケースワーカーの家庭訪問による生活実態の把握と金融機関の預金の調査でした。従来のやり方に問題があったとは言われていません。ケースワーカーがきちんと家庭訪問を行えば生活保護受給者の生活実態が把握でき（貯金の状況も含めて）、信頼関係も構築されていきます。地域からの情報も様々な形で集まっていきます。その中で不審な問題が浮かび上がってくれば同意書に基づいて金融機関の調査を行えばいいのです。ところが一番肝心の生活実態の把握があまりにも不十分な現状にあります。大阪市の悪名高い 380 対 1 というケースワーカーの配置基準では生活実態の把握などとてもできません（生活保護世帯 380 世帯に対してケースワーカー 1 人という配置基準。生活保護法では 80 対 1 とされています）。訪問専任の嘱託職員 2 人が 380 世帯を訪問するにせよ様子を見るのがせいぜいで生活実態の把握などとても無理ですし、地域からの情報も集められません。行政としてやるべきことをやらずに全く手抜きしています。そのうえで生活保護受給者全体に投網を掛け、プライバシーなどお構いなしに資産を調べ上げようとするのが今回の資産申告書提出強制の問題点と言わねばなりません。

#### ＜問題点その四＞

－生活保護費を節約して一生懸命貯金したことが不正であるかのような言いがかりです。

##### 63 条の柔軟な運用も一案です－

厚労省保護課の担当者によれば、今回の資産申告書提出強制の大きな動機になったのが死後の多額の遺留金の発見でした。しかし、何百万円もの遺留金を残すというケースがよくあることなのでしょう。生活保護費の相次ぐ切り下げで毎月数千円貯金するのも難しくなっています。たまたまあったケースに過ぎず、生活保護制度の運用を大きく変更させる理由とはなりません。

多額の遺留金の件について問題のされ方がおかしいです。生活保護受給者が生活保護費を節約して一生懸命お金を貯めた－それが悪いことなのでしょう。ヤミバイトのような不正をしたかのような言いがかりです。生活保護受給者のせいで「生活保護制度に対する国民の信頼を失うことになりかねない」と言わんばかりです。大変失礼だと言わねばなりません。「保護の実施要領」では生活保護費をやり繰りした貯金の上限の金額を示していません。何百万円だろうが、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反するかどうかが問題です。「何百万円」と言い出したら 300 万円ならダメなのか、200 万円ならダメなのか、100 万円ならダメなのかとなります。「健康で文化的な最低限度の生活」をどのように考えるのかはそれぞれの個人の価値観です。障がい者の保有自動車の更新のための貯金を認めている以上、何百万円というケースは出てきます。

また、多額の遺留金の話聞いて、まず思うのはその方がどのような生活をしていたのかです。風呂や衣服の替え、食事のバランス、趣味や嗜好、社会的交流の機会（喫茶店など）、電化製品はどうなっていたのだろうかと思います。普通の生活をしていればそんなに貯まるわけがありません。ケースワーカーはきちんと生活実態を把握していたのでしょうか。その方が非健康的非文化的な生活をしていればケースワーカーは生活を改善していくように支援すべきですが、放ったらかしにしていたのではないかという疑念をめぐえません。ケースワーカーが生活実態を把握していれば貯金がどの程度貯まっているのかも大体わかることです。詳細は不明ですが、ケースワーカーの怠慢もあるように感じます。行政の責任をきちんと明確にすべきです。

現状では生活保護受給者がケースワーカーに貯金の相談をすることはありません。それは行政がわずかな貯金を見つけては生活保護の打ち切りを繰り広げてきたからです。生活保護受給者には根深い行政不信があります。平成 24 年の『西成生保だより』15 号の事件が端的でした（『西成生保だより』は西成区保健福祉センターが発行する生活保護受給者を対象にした広報誌）。西成生保だよりには「最低限の貯金は認められます。ケースワーカーに伝えておいて下さい」と書かれていました。生活保護受給者がそれを信じてケースワーカーに貯金があることを言って、一発で生活保護が打ち切られました。ペテンに掛けられたとしか言いようがありません。まず行政自らが態度を根本的に改め、生活保護受給者との信頼関係の構築に努めることこそが求められています。

また、保護の停止廃止か保有の容認かという二者択一ではない問題の整理の仕方を考えていくべきだと思います。生活保護法 63 条（費用返還義務）の柔軟な運用は一つのやり方だと思います。例えば、多額の貯金があつて生活保護受給者本人ももてあましているケースがあるとします。150 万円の貯金があり、本人は電化製品の買い換え費用 20 万円、



将来の有料老人ホームへの入居費用 35 万円、葬式費用 40 万円、不時の出費 10 万円は残しておきたいとします。生活保護の廃止だと 4 万円までしか認められずスッカラカンにさせられます。「何百万円も持っていて保護を受けていいのか」という意見に賛同する人たちがスッカラカンにせよとは言わないと思います。生活保護法 63 条の適用によって本人が本当に必要な額まで消費活用させることで減らしていけば問題はかなり解決します。この場合でも本人との信頼関係が前提となります。

#### <問題点その五>

##### －「生計の適切な状況の把握」を名目にした管理強化の動きは生活保護制度の目的の自立支援に反します－

－昨年 7 月の生活保護法 60 条の改正で「生計の状況の適切な把握」が盛り込まれました。主語は被保護者です。ほとんどの生活保護受給者はできていることです。確かに、野宿を脱して生活保護を受けるようになってからの最初の 3 カ月間は大変です。その日暮らしから 1 カ月単位の生活に切り替えていくのですから。こんな時、ケースワーカーに相談してもまともに取り合ってくれません。自己責任と言われるだけです。皆さんは信頼できる支援者の支援を受けたり、ご自分ですごく努力して 1 カ月単位の生活のやり方を身につけていけます。

生活保護法 60 条の改正を受け平成 27 年度の「保護の実施要領」の改定で「預貯金等の計画的な支出について助言指導を行う」が盛り込まれました。頼みもしないのにケースワーカーが介入して家計管理を指導するつもりようです。アルコール依存症で金銭管理支援が必要な人に対する支援のやり方はすでにあります。大阪市社会福祉協議会によるあんしんサポート事業（金銭管理支援事業）もあります。今さらケースワーカーが介入してくる必要はありません。本人が支援してほしいと言えば、支援すればいいのであって生活のやり方まで指導されるゆえんはありません。自立支援とは正反対の管理強化です。

#### <問題点その六>

##### －生活保護費の節約による貯金の未申告は不正ではありません。指導指示の対象になりません－

平成 27 年度の「保護の実施要領」の改定で指導指示の対象として「収入申告を行わないとき」に加え「資産申告を行わないとき」が付け加えられました。

指導指示は生活保護法 27 条において定められています。生活保護法 62 条では「指導、指示に従わなければならない」「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる」と定められています。

収入申告と、生活保護費の節約による現預金の申告は区別して扱わなければならないと思います。収入があったにも拘わらず収入がないと虚偽の申告をすれば生活保護費を騙し取る不正になります。しかし、生活保護費の節約による貯金を申告しなかったり、事実と違う申告をしても生活保護費を騙し取っているわけではありません。不正ではないです。果たして指導指示の対象になり、生活保護の停止廃止にまで至る問題なのでしょうか。全ての生活保護受給者は金融機関等への調査の同意書を出しています。疑問があれば調査を行えばいいのです。やることをやらないで未申告を不正呼ばわりするのは不当です、また、

事実と違う貯金の申告をしたことが発見された場合は不正事案に関わる生活保護法 78 条による費用徴収や生活保護法 85 条による処罰の対象としています（資産申告書用紙裏面の記入上の注意）。不正でない以上、生活保護法 78 条や 85 条の対象とはなりません。

#### <問題点その七>

##### ーケースワーカーによる生活保護受給者への生活介入に歯止めがなくなりますー

先ほど述べたように生活保護費を節約した貯金は生活保護受給者の生活をめぐる様々な思いや生き方と深く結びついています。これまではケースワーカーにおいてもそのことへの配慮がありました。今回の資産申告書強制によってケースワーカーが生活保護受給者を丸裸にして現預金すべてを厳格に把握しようとするれば生活保護受給者のプライバシーへの配慮など吹っ飛んでしまいます。仮にタンス預金を資産申告しない人がいたとします。保護の実施機関に密告（通報）があれば、実施機関は調査に乗り出します。ケースワーカーが本人にタンス預金の有無を問いただすだけにとどまらず、家捜しまでエスカレートしないか非常に危惧します。

「国にはお金がない。生活保護受給者がお金を貯めているのならそれを使えばいいではないか」という考え方は間違っています。「健康で文化的な最低限度の生活」はその時点その時点において問われるだけでなく、将来にわたって、死んだ後の葬式や墓石も含めてその人の人生そのものとして問われることだと思えます。だからこそ生活保護受給者はぎりぎりの生活保護費の中からわずかずつの蓄えをされているのです。

誰にでも侵すことのできないプライバシー、プライベートな領域があります。保護の実施機関ーケースワーカーといえども個人のプライバシー、プライベートな領域にどこまで立ち入ることができるのか、そのような権限があるのかが問われているのです。指導指示の権限を振りかざし、生活保護の停廃止の威嚇による資産申告の強要はその一線を踏み外し、歯止めをなくしていくものと言わねばなりません。

#### <問題点その八>

##### ー行政には「金銭管理能力のない」被保護者の財産を勝手に処分する権限はありません。保護の実施機関は成年後見の申立を積極的に推進すべきですー

今回の資産申告書提出問題のきっかけとなった会計検査院の指摘とそれに対する厚生労働省の対応が平成 27 年 3 月 9 日厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料に示されています。厚労省は「救護施設入所者であって、金銭管理能力がないため施設長又はこれに準ずるものに金銭管理を委ねている者については、手持金の累積額に着目した加算の計上停止の措置を講じる」と述べています。ここには金銭管理能力の低下している人ー判断能力の低下している人の権利擁護の視点はありません。「金銭管理能力がない」と評価するならば成年後見の申立をすべきです。救護施設の施設長は施設の管理者であって本人の代理人ではありません。行政と施設長で勝手に話をして財産の処分の仕方を決めるなんて人権侵害です。行政には被保護者の財産を勝手に処分する権限はありません。本人の意向を代弁する成年後見人の申立に行政は責任を持つべきです。現在、施設入所していても将来在宅に移行するための費用や有料老人ホームに入居する費用、葬儀費用や墓石代などがあるかもしれません。貯金の目的について本人の意向を代弁する成年後見人との間で話しあ

って決めるべきです。それをせずに障害者加算の停止などの処分を行うことは生活保護法 62 条 4 項の弁明の機会の保障や生活保護法 64 条から 69 条の不服申立ての権利を奪う違法行為と言わなければなりません。

今回の資産申告書提出問題をめぐって釜ヶ崎一西成で高齢者の金銭管理支援に取り組む人たちから「資産申告書の提出で多額の貯金が発見されて保護が廃止になるケースが出てくる。国民健康保険の切り換えは誰がやるのか。貯金を使い果たした後の保護の再申請はどのようにしたらいいのか。自分でやれる人はいいが、やれない人もいる」という声が相次いで出されました。現状ではケースワーカーは収入認定をして保護を廃止すれば終わりです。後は野となれ山となれです。

生活保護法 81 条は「被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者がいないときは、保護の実施機関は、速やかに後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない」と示しています。ここで言う「成年被後見人」は後見開始の審判がすでにおりている人だけでなく、客観的に成年後見が必要な状態の人も含むと言えます。成年後見が必要にもかかわらず成年後見の手続きが行われていない場合には保護の実施機関は成年後見の申立に責任を持つべきです。また、生活保護法施行規則 22 条は、死後の遺留金品の処分に関して残余が生じたときは相続財産管理人の選任を家庭裁判所に請求することを明記しています。これはすでに保護の実施機関において取り組まれていることであり、この点からいっても保護の実施機関の業務として成年後見の申立に積極的に取り組むべきです。

以上より

今回の資産申告書提出の強制は、生活保護費の節約による貯金が生活をめぐる様々な思いや生き方と深く結びついていることを無視し、生活保護受給者を機械的に丸裸にしようとするものです。貯金があれば保有を認める資産か、活用できる資産かの品定めをして管理していこうとするものです。生活保護受給者はプライバシーや人権などお構いなしに処遇できるという劣等処遇の考え方をあからさまに示しています。生活保護受給者一人一人の侵すことのできないプライバシー、人としての尊厳、幸福追求の権利を権力を笠に着て踏みじろうとするものです。日本国憲法 13 条は「個人の尊厳と幸福追求の権利」を定めています。日本国憲法 25 条は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を定めています。これらの権利を侵害する重大な人権侵害と言わなければなりません。

国は国民の権利侵害を行ってはならないし、やむを得ない場合でも最小限にとどめるよう工夫努力すべきです。その工夫努力もなく生活保護受給者に苦痛屈辱を与えるのは行きすぎた権利侵害です。